川辺町報

発行所
岐阜県加茂郡川辺町
川辺町役場
総務課

炎天下終始変らぬ熱演

加茂郡消防可搬ポンプ操法講習会

加茂郡消防協会主催　改正可搬動力ポンプ操法講習会が、七月二十三日　中部中学校々庭において盛大に挙行されました。

講習会は、加茂郡内各町村消防団員約一九〇名、県知事代理棚橋係長、成瀬警察署長外多数の来賓の臨席を得て、午前八時三十分開会、酒向郡消防協会長のあいさつ及び来賓の祝辞等があって、午前九時操法訓練を開始した。開始に先立ち、郡内町村消防主任による模範演技を行ない、改正の要点について説明。つづいて、各地区消防団員は、八台の消防ポンプに取組み、棚橋、長縄両氏の指導により、気温三十度をこえる炎天にもめげず、六時間の長きにわたって熱心に受講しました。講習会は、午後四時終了、閉会式にうつり、棚橋係長の講評、地元佐藤町長のあいさつがあって、午後四時三十分盛会裡に終了しました。

写真の説明
可搬消防ポンプ操法講習会
のーコマ

児童扶養手当のはなし

○　おとうさんのない子
○　お父さんが廃疾の子
○　お父さんが三年以上病気で寝ている子を育てている方

一、支給の要件

次に該当する児童（義務教育終了前のもの及び二十才未満で規定以上の廃疾の者）を母が看護するとき、又はその他の者が養育するとき、その者に対して手当が支給されます。

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父が死亡した児童
3. 父が廃疾の状態にある児童
4. 父の生死が明らかでない児童
5. 父から引き続き一年以上遺棄されている児童
6. 父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
7. 母が婚姻にならないで懐胎した児童
8. 前号に該当するかどうか明らかでない児童

二、支給要件に該当しない者

1. 次に該当する児童は支給されません。

(イ)日本国民でないとき

(ロ)日本国内に住所を有しないとき

(ハ)父又は母の死亡により支給される公的年金を受ける事ができるとき（支給停止期間を除く）

(ニ)父又は母の死亡により労働基準法等による遺族補償又は給付を受ける事のできる母又は養育者に養育されているとき（六年を経過していないとき）

(ホ)　父に支給される公的年金支給額の加算の対象となっているとき。

(ヘ)　児童福祉法に規定する里親に委託されているとき

(ト)　父と生計を同じくしているとき。（廃疾の状態を除く）

(チ)　母の配偶者に養育されているとき

2. 母又はその他の養育者が次に該当するときは支給されません。

(イ)　日本国民でないとき

(ロ)　日本国内に住所を有しないとき

(ハ)　公的年金を受けることができるとき（支給停止期間を除く）

三、手当の支給制限

次に該当するものは、支給要件に該当していても、その年の五月から翌年の四月迄は支給されません。

(イ)　母又はその他の受給資格者が前年において、二十万円（児童一人につき三万円を加算する）をこえる所得を有したとき。

(ロ)　母又はその他の受給資格者の配偶者の前年の所得が、規定以上あるとき。

(ハ)　母又はその他の受給資格者の扶養義務者の前年の所得が規定以上あるとき

四、手当額

児童一人の場合は月千円
二人の場合は月千七百円
三人以上の場合は千七百円に三人以上の一人につき四百円を加算した額。

五、支払期月

一月　五月　九月の各十一日以降に支払われます。

六、請求事務手続き

手当の支給を受けようとするときは、認定請求書を町長に提出して、知事の認定を受けなければなりません。

事務手続きについては、町役場でよく聞いて下さい。

小さな親切をみたらしらせましょう

小さな親切運動表彰規程

一、親切にしあう運動を推進するために県内の町や村やその他どこでも、小さな親切運動の具体的な行いがあったとき、これを表彰します。

二、推薦者　村長、学校長、県民運動推進委員、その他団体職場等の代表者

三、表彰される者　県内で親切な行いのあった個人

四、推薦用式　官製はがきに次のことがらを明記しお送り下さい

五、選考　親切運動推進本部において組織する選考委員で選考します。

六、表彰　表彰者には表彰状（カード）と表彰バッチを市町村長経由しておくります。

（表）岐阜市司町一番地
岐阜県教育委員会事務局社会教育課内「親切運動推進本部」御中
推薦者　住所
氏名
役職名

（裏）
実行者
住所
氏名（年令、職業　男女別）
理由（いつ、どこで　どんな
具体的に書いて下さい

8月の歴史

８月３日　大宝元年のこの日、大宝律令が制定された。西歴７０１年に当り、令は、国のしくみやその動かしかたをきめた法令のことである。

８月６日　１９５４年、昭和２０年のきょう、世界ではじめて、原子爆弾が、人類の上で爆発した。これは広島の上空であった一瞬にして十何万という人命が地上からほうむられた日である。その時の放射能が原因でいまだに病気に苦しみ、死んでゆく人が続いている。

８月１０日　元明天皇の和銅元年西歴７０８年に、日本ではじめて銅貨が作られたという。この和銅元年に作られた銅貨の銅は武蔵国から出たといわれ、朝廷ではその頃の中国、唐の開元通宝のまねをして、「和銅開宝」という銅貨を作った。この銅貨ができた頃、政府は国民にこの貨幣を使わせようとして大変苦心した。穀物の代金として支払わせたり、税をおかねで収めてよいとした。こうして貨幣がだんだんわれわれの生活の中にはいってきたのである。

８月１２日　明治２６年（西歴１８９３年）のこの日、文部省では「君が代」を祝日や大祭日などに、学校で式をする時うたう国歌として定めた。もともとこの君が代は、古今和歌集に読み人しらずとしてのっている。明治初年に西洋式の楽隊をもっていた薩摩藩が、この君が代を藩の軍楽隊の先生フユントンに作曲させた。その後宮内省の雅楽寮で手を入れ、いまの曲を作りあげたという。それを更に海軍々楽隊の先生でドイツ人のエッケルが吹奏楽に編曲し、明治１３年１１月３日はじめて諸外国にも送られた。

オートバイには標識（かんさつ）を

あなたのオートバイには標識（かんさつ）がついているでしょうか‥‥経済状況の好転に伴い、軽自動車や原動機付自転車の数が増えるに従って無届や無標識などの違反の数も多くなってきました。

車両を所有するに至ったとき、または所有している車両に変更を生じたときは所定の手続きにしたがって町長に申告しなければなりません。特にオートバイの所有者は手続を怠っていないかもう一度よく確めて下さい。

無申告、無標識で車両を所有していると脱税その他の罪に問われることがあります。原動機付自転車を取得したときは、十五日以内に町長に申告し、車台を呈示して標識の交付を受けなければなりません。

この場合税金を同時に納めなければなりませんから印鑑と税金を持ってきて下さい。

標識の封印が切れた場合すぐ理由を開陳して再封印を受けて下さい。故意に封印を切った場合は刑罰を科せられることがありますから御注意下さい。

いちいち手続きをすることはめんどうにはちがいありませんが社会の秩序を守るためにはお互に気をつけ合ってゆきたいものです。

尚無標識の車または標識があっても税金の通知がない車があればすぐ役場へ申出て下さい。

町民の真心の結集

新潟地震に八、五万円

六月十六日午後一時二分頃新潟県を中心とした奥羽日本海沿岸地方に強シンが襲い、甚大な被害が発生し多数の方々が被災されました。このことは、新聞やテレビ等によって報ぜられたところでありますが、この被災者の方々に対する見舞金をお願い致しましたところ　町民皆さんの賛同が得られ、中には名前もつげず千円を置いて行かれた方等もあり、真心の現れが続々と集まり、総計八万五千六百十五円となりました。

ただちに関係機関を通じ現地へ送金するようにしました。町民の皆さんの御厚情に対し深く御礼申し上げ報告致します。

季節の窓

△　きびしい暑さの中にも、風のけはいはそれとなく秋めいてくるこの頃です。そうです、７日はもう立秋です

△　この月は私たち日本人にとって忘れることのできない月です。６日の広島原爆記念日、９日の長崎原爆記念日、さらに、１５日の終戦記念日と．．．．．。

すでにふた昔になんなんとするのに、いまだに白血病ガンそれにケロイドと、原爆症に苦しむ人のいることを忘れてはならないと思います。

衣　冬物の衣料の手入れを、この暑いさかりにするのは、いかにもおっくうでしょうが、これも主婦のつとめといえます。その一つに、ふとんわたの打ち直しがあります。ついでにふとんがわを洗濯しておきましょう。

毛糸のあみものなど、よそへ注文するなら、いまがいちばんすいているときです。仕事もていねいにしてもらえます。

夏物衣料一掃の売り出しがどこの商店街でも見られますが、コタツぶとんのカバーなども　こんな機会に見つけますと、やすあがりで、案外しゃれたものができますまた男ものの洋服などは、夏にはいる前の２，３割の値段で買える場合もあります。家計とにらみあわせてほんとうの必要品をメモして、上手な買物を．．．．．。

食　とかく暑いと食事がすすまないものです。そんな時今出盛っている葉生がをうすく切って、サッと湯をとおしてあますにしていただくと、ごはんがすすみます。ヌカミソにつけるのもおいしいものです。また変った調理法に、やわらかい、ふっくらした葉生がの葉先きにたてに包丁を入れ、根の部分をわってミソをはさみ、これを天ぷらにあげたり。しめった日本紙にくるんで火で焼いたりすると、ミソがしみて、ごはんのおかずにも、酒のさかなにも喜ばれます。　新さつまいもが、上中旬にかけて出回り始めます。蒸したり、バター焼きにしたり、ショウジン揚げにしたりしますが、おやつにも、おかずにもおいしいものです。

くだもの類では、白桃や黒くて大つぶのキャンベルブドウか最盛期になります。キャンベルブドウの大半は岡山産だそうで、最近は種なしのデラウエアに押されて多少安くなっています。しぼって少々お砂糖を入れ、つめたくしていただくとなんともいえないおいしさがあります。

魚類では、スズキがいま一番おいしい時だそうです。新しいものはサシミかアライに、塩焼きでも、あまからく煮つけてもおいしい魚です。ちょっと値段ははりますが、エビ類も今がおいしい時ですし、安くておいしく、栄養価も高いむろアジも最盛時です。

土用のしじみは腹ぐすりなどと云われますが、、これはおみそしるにするのが一番おいしいようです。

住　8月も下旬をすぎたらそろそろ秋を迎える準備を．．．。網戸、スダレ、レースのカーテンなどから片付けていきましょう。

台風はかならずやってくる

あなたの防災計畫は

八月は台風の季節ともいえます。「天災は忘れたころにやってくる」とは科学者寺田寅彦の言ったことですが、この頃では忘れずにやってくるようです。日本のどこかで必らず大きな被害があります。台風は北西アジア大陸の防波堤の役目を果たしている日本列島の宿命と言えるでしょう。

わが国では風速十七メートル以上のものを台風と呼んでいます。また二十五メートル以上の風が吹いている範囲を暴風圏としています。この二十五メートルの風速は一平方メートル当り六十二キロの圧力がかかるといわれます。いわば米俵を二つ、雨戸にぶっつけた程の力です。これがまともにやってくるのだから家や立木、その他に多くの被害が出るわけです。そればかりでなく、津波、高潮、高波、こう水、地すべり、がけくずれなどの災害をともないます。

この台風シーズンにまず心得ておきたいことは、

1 新聞、ラジオ、テレビの台風予報に注意する。

2. 保存食糧の確保。玉ねぎ、ジャガイモ、ハム、インスタント食品、カンヅメ、ビスケット、生野菜などを用意する。

3. ガラス戸などがたつくところに、古ハガキ、新聞紙などをはさんでおくこと。場合によっては家に支柱を立てる。

4. 懐中電灯、ローソクを用意する。

5. 出水にそなえて避難場所をきめておく。その他万全の処置を日頃から考えておく。

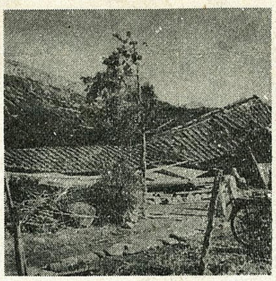

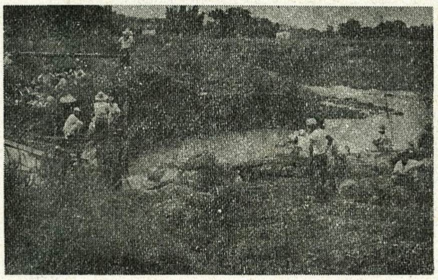

食中毒に注意

今年も食中毒の季節に入りました。年間で最も食中毒の発生しやすい時期は、六月から十月までの五カ月で九月がその最高です。しかしこれはほんのちょっとした注意で未然に防げます。細菌性食中毒を予防する原則は、清潔、敏速低温ということです。

1 まず清潔に

食中毒の細菌には、サルモネラ菌、ブドウ状球菌、好塩菌があります。サルモネラ菌は、ネズミ、アブラムシ等のふん便に付着し、温度と湿度が適していると、一定時間内にドシドシ増殖し、このために中毒を起します。だから調理室、台所を不潔にしておくと食中毒となる原因となります。ブドウ状球菌は、空気中どこにでもおり手足の傷口が化のうするのは、この菌のためで、もしケガをした人が調理すると、この菌が食品について、体内に入り中毒を起します。外出から帰宅したら必ずよく手を洗い、日頃からツメをのばさないように、いつも清潔を保つことが大切なわけです。好塩菌による中毒は、研究されてから数年しか経ていませんが、この菌は、アジ、サンマ、サバ、イワシ、タコ、イカ、エビ等に病原菌がついております。ですから生で食べて感染する事が多いものです。又魚に用いた包丁、マナイタ等容器類をよく洗わないで、アサヅケ、ツケモノ等に用いて中毒した例もあります。

2. 早く調理する

食品中毒の原因には何らかの細菌が付着しているのです。従って温度、湿度、栄養の三拍子そろうと、細菌は猛烈に増殖します。ですから余り時間をかけないうちに処理しなければなりません。一般に加工食品は、出来たてそのものなら三時間以内なら細菌が繁殖に最適な状態でも大丈夫とされております。又食品を長持ちさせるには塩や砂糖で濃くするのも一つの方法です。

3. 食品を低温に保つこと

低温に保つということは、細菌の繁殖を防ぐという事です。食中毒を起す細菌は、摂氏〇度以下でもほとんど死にません。しかし摂氏七度以下の状態におくと死にも、増えもせずということが普通で、この目的に冷蔵庫が使われております。食品の長く外においた後に冷蔵庫へ入れても効果は望めません。冷蔵庫は正しく使えば食品の保存に役立つが、ただ何でも〃冷蔵庫に入れてあるから大丈夫〃と過信してしまうのは禁物です。

以上でありますから、次の六点に充分注意して下さい。

A まず取扱が清潔な店より新鮮な食品を買う。

B マナ板、容器等を使用前に熱湯、逆性石けん等で消毒する。

C 魚類は新鮮なものでも生食には充分注意し、できれば加熱調理する。

D 作ったものはなるべく早く食べる。

E 残り物は低温で保存し、長時間経過したものは食べない。

F 暴飲暴食をつつしんで、胃腸の抵抗力を弱らせない事。

野うさぎの被害に思う

農繁期が終ると植林地の下刈り作業が始まるわけですが、山へ下刈りに入っていつもガッカリさせられるのは折角丹念に植えた苗木を無残にも咬切ってしまっている光景を屢々見せつけられ、何かいい防除対策はないものか?と苦慮せられ、またいろいろな方法を構じておられることと思いますが、これといって確実な方法はいまのところありませんが、次に紹介する湯川金平さんの防除方法も大変参考になると思いますので皆さんも一つ研究してみて下さい。

「ある日、植林地の下刈り中に野うさぎの子を生けどりにしたので飼育してみたところ、いろいろな習性を発見しました。私は、この習性を利用して野うさぎの被害防除に役立てて、かなりの成果をあげております。「植林木は二番目に好き」いろいろの野草を与えると、最も好む草から先に食べます。最も好む草がなくなると、次にそれ程好きでない草も食べるようになります。そしてきらいな草は、どんなに空腹になっても食べようとしません。このような大ざっぱな方法で(1)最も好む草 (2)それ程好きでないが、空腹になれば食べる草 (3)きらいな草の三つに区分してみると、(1)に属するものに乳子草、母子草、たんぽぽ、ぎしぎし、くずの葉などがあり、マツ、ヒノキなどの葉は(2)に属することがわかりました。

従来、植林地のウサギの害は、夏期に少なく冬期に多いので、野うさぎは夏よりも冬の方が活動が活溌なためかと考えていましたが、この現象は活動の活溌、不活溌よりも、エサの好みに関係するものであることがわかりました。つまり夏は各種の野草が繁茂しますが冬は(1)に属する野草が少なくなるので、(2)に属する植林木が食害されるのです。したがって植林地の野ウサギ防除は晩秋から冬にかけて特に意を用い、植林地に自生する(1)の野草は、刈りはらわずに残しておくようにすれば、被害は少なくてすみます。「エサを食うのに手は使わぬ」犬やねこは、前足を使って邪ま物を除き、せまい所にあるエサはかきよせ、動きやすいエサは押さえて食べるが、ウサギは、このように前足を使わず直接口をエサの所に持っていって食べるので、少しの障害物でも大変邪魔になるようです。この習性をうまく利用して苗木の根本にある草木を刈りはらわずに、障害物として残しておき、また周囲を刈った木や草を苗木の根本にかきよせておくようにすると、その苗木は食害されません。「くさいものは大きらい」野うさぎを飼育しているうちに、ウサギはどんなに好む草でも、異臭のするものは食べないことがわかりました。そこで前年の春に植林した苗木に、いおう合剤の〇、五パーセント液を散布したところ、約三カ月位は被害がありませんでした。しかし三~四カ月位たって、いおうの臭気がなくなるころから、また被害が出はじめたので、今度は苗木に魚油をぬった所と生魚のくさったものをぬりつけたところの二つの区域で試験したら、いずれも被害がありませんでした。つまり悪臭の強いもの程野ウサギはよりつかないものと思います。以上が私の考えた防除法ですが、ただ魚カスなどは、ネズミが集りやすいのでさけるべきでしょう。またウサギは大変憶病者ですから、苗木の根本にかきよせた枝条が、ウサギのかくれ場所にならないよう注意して下さい。」

みんなで歌いましょう

岐阜県民の歌

永縄半助　作詞
服部　正　作曲

一、みどりをそめて　朝の日が
高い梢にゆれている
嶺から嶺へ　小鳥も呼んで
岐阜は木の国　山の国
伸びる希望を　うたおうよ

二、つづく平野の　雲遠く
虹の七いろ　もえている
村から街へ　生気に映えて
岐阜は野の国　幸の国
力むすんで　はげもうよ

三、名所史蹟に　風かをり
花ももみじも　鵜かがりも
かがやく文化に　色そえながら
岐阜は詩の国　水の国
はずむ心で　進もうよ

第三分団に新しい消防ポンプを

町では消防機動力の強化を図るため、今度臼井商店より可搬ポンプを購入し、第三分団に配置することになりました。

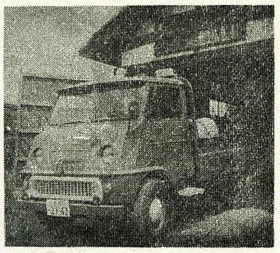

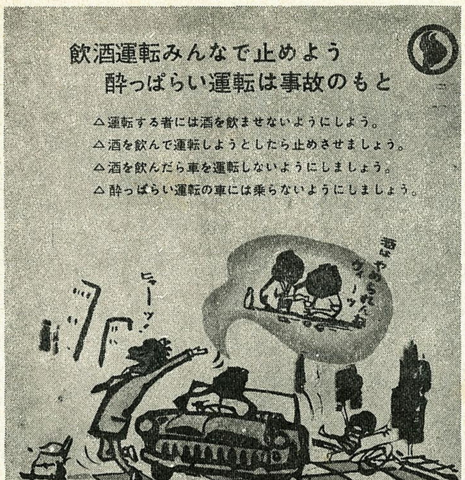

飲酒運転みんなで止めよう
酔っぱらい運転は事故のもと

△運転する者には酒を飲ませないようにしよう。
△酒を飲んで運転しようとしたら止めさせましょう。
△酒を飲んだら車を運転しないようにしましょう。
△酔っぱらい運転の車には乗らないようにしましょう。

赤十字のはなし

一、赤十字のおいたち

デュナンの救護

一八五九年六月二十四日、北伊ガルダ湖南方のソルフエリーという村を中心に、イタリヤ統一戦争最大の激戦がくりひろげられ、オーストリヤ軍に対して、ナポレオン三世とサルジニアの連合軍が十三時間に亘る死斗を続けました。たまたま、この戦場を通りかかった、スイスの一青年、アンリー・デュナンは、あまりにも非惨な負傷者の群を見て、やむにやまれぬ気持から、付近の人々や旅行者の協力を得て、不眠不休の看護活動を続けました。この時のデュナンは、単なる旅行者でした。知らない顔をして通りすぎることもできました。しかし、彼は知らない顔ができなかったのです。自分の旅行を忘れ、寝食を忘れて、看護しないではおられなかったのです。その看護せずにはおられないところに、赤十字の精神があったのです。戦場にうちすてられたままの負傷者、苦痛と絶望の叫びをあげて、助けを求める将兵、それは斗う力を失った一個の人間の姿にすぎません。フランスの将校でもなければ、オーストリヤの兵隊でもありません。個々の生活では、よき家庭のよき夫であり、よき父であるのです。トウッテイ、フラテッリ（みんな兄弟）なのです。この人たちを、戦場にほったらかして、死を待つだけにしておいてよいものでしょうか。いや、それはいけない。できるだけ、多くの人々を救って、家庭に帰らすべきである。というのがデュナンの考え方だったのです。

五人委員会誕生

戦争が終って、ジュネーブに帰ったデュナンは、「ソルフエリーノの思い出」を著して、戦争の惨禍を、広く世間に訴えると共に、敵味方の区別なく戦傷病者を救護する、中立の団体を、各国に作らねばならないと主張したのです。彼の意見は、はじめ、祖国スイスでとりあげられ、この問題を研究するため五人委員会がつくられました。つまり一八六三年二月九日ジュネーブにつくられた五人委員会が、いまの赤十字国際委員会の前身になるわけです。その五人とはギュスタブ・モアニエ（法律家）アンリデュフール（将軍）ルイ・アッピア（医博）テオドル・モノアール（医博）、それにアンリー・デュナンです。彼らは全力を注いで、この問題の研究にあたり、ヨーロッパ各国を動かして、一八六三年十月、最初の会合をもち、規約その他を決定、更に翌年八月十二カ国の代表二十四名によって最初のジュネーブ条約調印が行われたのです。

一八六四年に、はじめて締結されたジュネーブ条約は、陸上における戦争犠牲者の保護に関するものだけでしたが、その後何回か、条約の拡大や改正が行われ、現在では一九四九年に締結された四つの条約が行われています。この条約は、赤十字の戦時活動についてとりきめられた非常に重要な条約です。

厳正に中立を守る

いずれにしても、このように多くの国々によって支えられる組織ですから、その基本的な約束として、あくまでも人道主義をおし進める活動の分野で、厳正に中立であり、公平平等である事が必要とされています。そしてこの人道を貫く手段として、赤十字はこれまで絶対的な中立性を守ってきました。また これからもそうであります。世界の平和を望まぬ者はありません。その点では、赤十字もまた同じでありますが、その平和への方法手段となりますと、各国国民の思想の相違からその手段方法に対立が生まれ争いが起ります。そのような時、それが原理として正しい平和の問題であろうとも赤十字はそのいずれにも組する事を避けなければなりません。

随分まどろっこいようでありますが、それが赤十字の原理なのです。またこの厳しい中立性のゆえに、赤十字は一世紀の生命を保ちまた これからの成長も約束されるのであります。この中立性の考え方は、一国の支部の、その一線である地区、分区にいたってものではありません。従って地区、分区の奉仕団にしても、その地域社会の中で対立するような問題のものについては、はっきりと中立的立場を守る必要があるのです。それが赤十字なのです。

親切と勝利でかざろう岐阜国体

家計簿に完納しるす
よい家庭